適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域」を削り、「（前条第一項の表」を「（同表」に、「若しくは第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に改め、同条第十八項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第二十三条を削る。

第二十二条の二中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「次条」を「第三十一条」に、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第二十三条」を「第三十一条」に、「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条から第三十条まで　削除

第三十条の二を削る。

第三十一条中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。

第三十二条中「及び第二十七条から第二十九条まで」を削る。

第三十三条第一項中「又は第二十三条第四項」及び「（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三項において同じ。）」を削る。

（平成十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第二項の表第七項及び第八項の項中「及び第八項」を削り、同項の次に次のように加える。

第八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が
	により、当該	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
	場合を含む。）	場合に

附則第三十四条第二項の表第七項及び第八項の項中「及び第八項」を削り、同項の次に次のように加える。

第八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が
	により、当該	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む
	場合を含む。）	場合に

附則第三十四条第二項の表第十三項の項中

第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第十一項
第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

を

第五十五条第十二項	令和二年旧措置法第五十五条第十二項
第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

に改める。

附則第三十四条第二項の表第十三項の項中

第五十五条第十一項	令和二年旧措置法第五十五条第十一項
第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

を

第五十五条第十二項	令和二年旧措置法第五十五条第十二項
第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

に改める。

五条第十一項

に、「第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同表第十五項の項中

第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項
第五十五条第十五項	令和二年旧措置法第五十五条第十五項
第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

に改め、同表第十七項の項中

第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項
第五十五条第十九項	令和二年旧措置法第五十五条第十九項
第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

を

第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項
第五十五条第十九項	令和二年旧措置法第五十五条第十九項
第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項

に改める。

（平成十八年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二十五条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条第五項の表第一項の表の第二号の項の次に次のように加える。

第二項	連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に
第一号ロ		

附則第百九条第五項の表第四項から第七項までの項中「第七項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が